

教第59号議案

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則
について

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月9日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年6月18日公布、令和8年4月1日施行）により、学校において構ずる「業務量管理・健康確保措置」の内容について学校運営協議会の承認を得る必要があり、規則を改正する必要があるため。

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年〇月〇日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第〇〇号

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則
神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年3月教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（学校運営に関する基本的な方針等の承認）</p> <p>第5条 設置校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項について協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育目標など教育課程の編成及び<u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>（学校運営に関する基本的な方針等の承認）</p> <p>第5条 設置校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項について協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育目標など教育課程の編成に関する基本方針</p> <p>(2) [略]</p>

2 [略]

2 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日
3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、<u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u>その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 30 年 3 月 16 日

教委規則第 13 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第 2 条 協議会は、協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）に在籍する児童、生徒等の保護者（以下「保護者」という。）、設置校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）等の学校運営への参画及びこれらの者による学校運営への支援・協力を促進するとともに、学校とこれらの者との協働した教育活動を推進することにより、地域とともにある地域に開かれた学校づくりを進め、学校運営の改善及び児童、生徒等の健やかな育成を図るものとする。

(設置)

第 3 条 神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の趣旨を達成できると認められる学校について、協議会を設置することができる。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、2 以上の学校について 1 の協議会を置くことができる。

2 教育長は、協議会を置いたときは、その旨を設置校に対して通知するものとする。

(役割)

第 4 条 協議会は、第 2 条の趣旨に基づき、次に掲げる事項のほか、設置校の運営及びその運営への必要な支援に関して協議を行う。

- (1) 次条に規定する学校運営に関する基本的な方針等を承認すること。
- (2) 必要に応じて、第 6 条に規定する学校運営等に関する意見の申し出を行うこと。
- (3) 第 7 条に規定する学校運営等に関する評価を行うこと。
- (4) 設置校における社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 5 条第 2 項に規定する地域学校協働活動の促進を図ること。

2 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針等の承認)

第 5 条 設置校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項について協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標など教育課程の編成に関する基本方針
- (2) その他校長が必要があると認める事項

2 設置校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行う。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第6条 協議会は、設置校の運営に関する事項（次項に設定する事項を除く）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に関するものを除く）について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは校長を通じて行うものとし、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度1回以上、設置校の運営状況等について評価を行うものとする。

(委員)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 設置校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

2 設置校の校長は、委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

3 委員の定数は、校長と協議のうえ、教育委員会が定める。

4 委員に欠員が生じた場合には、教育委員会は新たに委員を任命することができる。

5 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第10条 委員の任期は、教育委員会が任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき
 - (3) 第9条の義務に反した場合
 - (4) その他解任に相当する事由が認められる場合
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第13条 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議事を掌る。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議決することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに必要に応じて職員を出席させることができる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、これを公開する。ただし、協議会が公開すべきでないとする場合は、この限りでない。

- 2 協議会の会議の傍聴を希望する者は、原則として会議の前日までに設置校の校長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況について適切に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって設置校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 設置校の校長は、教育委員会の協力の下で、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。
- 3 設置校の校長は、前項に規定する情報提供に努めたにもかかわらず、第5条第1項各号に掲げる基本方針等について協議会の承認を得られないとき又は設置校の運営に現に支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、設置の取消しその他の措置を講じる必要があることを申し出ることができる。

(設置の取消し)

第16条 教育委員会は、前条第1項の措置を講じたにも関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の設置を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日教委規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。